

平成29年第3回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成29年3月10日(金) 午後3時00分～午後3時46分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	瀧本 洋次
	委 員	國安 環
	委 員	東 みどり
事 務 局	教育部長	山岸 伸雄
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	湯佐 茂雄
	給食センター所長	妹尾 真
	図書館長	林 隆則
	総務係長	白坂 博司
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	高橋 康伸
	学校教育推進員	中村 吉昭

4 議 事

報告第6号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第8号 学校職員の解職の内申について

議案第9号 平成29年4月1日付校長人事異動の内申について

議案第10号 平成29年4月1日付教頭人事異動の内申について

議案第11号 平成29年4月1日付一般教職員人事異動の内申について

議案第12号 平成28年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について

議案第13号 幕別町郷土文化特別相談員要綱

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第3回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日 1 日限りと決しました。

次に日程第 2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2 番東委員、4 番小尾委員を指名いたします。

次に日程第 3、前回会議の承認であります。第 2 回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第 2 回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第 4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、次に議件に入ります。

日程第 5、報告第 6 号平成 28 年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

教育部長(山岸 伸雄) 報告第 6 号平成 28 年度幕別町一般会計補正予算の要求結果についてご説明いたします。

平成 28 年度幕別町一般会計補正予算については、総額で、10 款教育費補正額 701 万 5 千円を減額し、要求いたしました結果、平成 29 年 3 月 2 日の第 1 回幕別町議会定例会において議決をいただいたところでございます。

今回の補正予算につきましては、10 款教育費の既定額を 701 万 5 千円を減額し、13 億 5 千 813 万 1 千円としたところでございます。内容といたしましては、平成 29 年 2 月 23 日に開催いたしました第 2 回教育委員会会議において説明させていただいた内容と同額を内示され、議決されたものでございます。

項ごとにご説明させていただきますと、1 項教育総務費については、233 万 9 千円を減額したところでございます。2 項小学校費については、137 万円を減額し、3 項中学校費については、267 万円を増額したところでございます。5 項社会教育費については、597 万 6 千円を減額したところでございます。14 款災害復旧費については、平成 28 年 8 月 17 日に北海道に上陸しました台風 7 号及び 8 月 30 日から 31 日にかけて北海道に接近しました台風 10 号において、その災害にかかる復旧事業費のため、教育委員会分のみ記載しており、14 万 6 千円を減額したところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、要求どおり内示され、平成 29 年 3 月 2 日の第 1 回幕別町議会定例会初日において議決をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。報告第 6 号につきましては、報告のとおりといたします。

次に日程第 6、議案第 8 号学校職員の解職の内申については、プライバシー保護のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

次に日程第 7、議案第 9 号平成 29 年 4 月 1 日付校長人事異動の内申についてから日程第 9、議案第 11 号平成 29 年 4 月 1 日付一般教職員人事異動の内申については、人事案件のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

次に日程第10、議案第12号平成28年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について説明を求めます。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 議案第12号平成28年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。文化及びスポーツに関する表彰は、ともに2区分に分かれておりますが、議案書にはそれぞれ被表彰者数を示させていただいておりますが、個人が71、団体が14で、合わせて85となります。

それでは、別添の議案第12号資料「平成28年度幕別町文化賞・スポーツ賞等表彰候補者推薦要領」をご覧くださいと思います。幕別町文化表彰規則及び幕別町スポーツ表彰規則に基づいたものとなっておりますが、要点について説明させていただきます。

1、表彰の対象者につきましては、記載のような個人又は団体となります。

2、表彰の区分につきましては、次のページの中段にかけまして、文化、スポーツそれぞれ功労が顕著な方のほか、大会等の規模に応じて、成績の要件に該当する方となります。

3、推薦の対象となる期間につきましては、平成28年3月1日から平成29年2月末日までの1年間で、この間の事績・成績が表彰の対象となります。なお、推薦に係る周知につきましては、町広報誌への掲載のほか、町内の小・中学校への説明、さらには、町内の高等学校、スポーツ少年団、体育連盟、文化協会に依頼文を発送しております。

4、表彰の方法につきましては、個人には表彰状とメダルを、団体には表彰状と盾、メダルを授与いたします。なお、団体のメダルにつきましては、幕別町に居住する方のみとなります。

5、表彰の制限につきましては、新たな年度において事績が全く異なる場合などを除き、同一の表彰を重複して受賞できないこととなります。

7、被表彰者の選考方法ですが、社会教育委員会の意見を聞いて、教育委員会が決定するものであります。なお、スポーツ関係につきましては、スポーツ推進委員会の意見を社会教育委員会にあげております。

8、表彰式につきましては、平成29年3月20日（月）春分の日、百年記念ホールで行うこととしております。なお、同時に教職員への感謝状の贈呈を行うと共に、幕別町健全育成推進委員会の善行賞・標語の表彰も行われる予定であります。

続きまして、別添の議案第12号別紙「平成28年度文化賞・スポーツ賞等被表彰者一覧」をご覧くださいと思います。表彰該当者ということになりますが、これは平成29年3月6日開催の社会教育委員会において審議した結果となっております。

まず、文化関係につきましては、文化賞の推薦はありませんでしたが、文化奨励賞は30個人、2団体で、1ページ1番から3ページ上段の32番までとなります。

スポーツ関係につきましては、スポーツ賞は2個人、スポーツ奨励賞は39個人、12団体で、1番から7ページの最後51番までとなります。なお、5ページ38番の菅谷さんは7ページ51番の団体のメンバーにもなっており、個人と団体のダブル表彰となります。

続きまして、非該当者一覧をご覧くださいと思います。推薦をいただいたものの表彰の要件を満たさないなどの理由で表彰の非該当となった方の一覧であります。

文化奨励賞につきましては4個人で、非該当理由につきましては、1番は全十勝規模の最高位でないため、2番は全国規模の歌唱コンクールと考えられるが、順位が8位以内にはあたらないため、3番は全十勝規模以上のものでないため、4番は公益財団法人等の主催、共催又は後援するものでないためであります。

スポーツ奨励賞につきましては11個人、4団体で、非該当理由につきましては、1番、3番、4番、6番は、過去に受賞歴があるため、2番、5番、それと裏面の2ページになりま

すが、7番と9番から最後の15番までは、各大会の順位以内の成績をおさめていないためと、全十勝規模の大会の準優勝の場合は全道大会出場が条件となるため、8番は、公益性を有する団体が主催又は共催する大会ではないためであります。

なお、文化奨励賞2番の西山さんは、スポーツ奨励賞の個人で、スポーツ奨励賞5番の酒井さん、9番前北さん、10番橋本さん、11番山本さんは、スポーツ奨励賞の団体でそれぞれ表彰該当となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第12号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第12号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第11、議案第13号幕別町郷土文化特別相談員要綱について説明を求めます。

生涯学習課長(湯佐 茂雄) 議案第13号幕別町郷土文化特別相談員要綱につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。まず、本要綱制定の趣旨でございますが、ふるさと館と蝦夷文化考古館の両施設が共に老朽化が進んでおりますことから、本町の先人たちが残した貴重な郷土資料を適切に整理、保存、展示し、次世代に伝承していくため、新たな資料館の建設が現在教育委員会において懸案事項となっているところであります。このことから、文化財審議委員会の答申などを踏まえ平成27年3月に「(仮称)幕別町郷土文化資料館」整備等基本構想(案)を作成したところでありますが、本資料館の建設に向けた今後の基本構想の策定などにあたりまして、各種郷土資料の収集や専門的な調査研究に関する相談及び指導を受けるため、本要綱を制定しようとするものであります。

以下、要綱に沿いましてご説明申し上げます。

第1条は、要綱制定の目的を定めるものであります。

第2条は、職務について定めるものでありますが、教育長が依頼する資料の収集に関する相談及び指導、調査研究に関する相談及び指導、このほか教育長が必要と認める事項の3項目とするものであります。

第3条は、委嘱について定めるものでありますが、教育長が委嘱するとするものであります。

第4条は、委嘱期間について定めるものでありますが、委嘱期間は1年とし、再任することができるとするものであります。

第5条は、謝礼について定めるものでありますが、1回につき1万円とし、依頼した職務が完了するまでの間を1回とするものであります。

第6条は、費用弁償について定めるものでありますが、教育委員会委員に区分する額を支給するとするものであります。

附則であります。本要綱につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

なお、本相談員に係る諸経費につきましては、平成29年度予算に計上しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 他に郷土文化研究員の要綱があったと思いますが、そちらとの整合性に問題はないのでしょうか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 研究員とは別のかたちで、特別相談員を本要綱によって定めるため、追加となるものです。

瀧本委員 研究員の要綱の修正や追加ではなく、別で特に定める理由があったのでしょうか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 研究員につきましては、資料の収集などで研究をしていただいておりますが、相談員は、教育長が依頼する資料の収集に関する相談等や、研究員がさらに詳しいお話を聞きたいなどの依頼があった場合に相談をし、アドバイス等を受けるというような内容になっています。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第13号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、議案第13号につきましては原案どおり可決いたしました。

そのほかに何かございませんか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） お手元にお配りしております「チャレンジデーの実施について」をご覧くださいと思います。

昨日の十勝毎日新聞に掲載されておりましたが、十勝管内では芽室町・新得町と本町の3町が今年も笹川スポーツ財団主催のチャレンジデーに参加いたしますが、本町は4回目の参加となります。

実施日は毎年5月の最終水曜日と決まっております、本年は平成29年5月31日になります。内容は、人口規模がほぼ同じ自治体による対戦方式で、午前0時から午後9時までの間に15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合うというものであります。対戦に敗れた場合は敬意を表し、相手自治体の旗を庁舎のメインポールに1週間掲揚することとなります。

本年の対戦相手が先日、決定いたしまして、6回目の参加となります秋田県男鹿市になります。男鹿市は、「なまはげ」の故郷として有名で、市の面積は男鹿半島の大半を占めておりますが、本町の面積の約半分、人口は本町より若干多い自治体であります。

チャレンジデーの参加対象者は、町民以外の通勤者、通学者、観光客なども含まれ、実施場所は、幕別町内であればどこでも構わないこととなります。

昨年の実施結果ですが、高知県宿毛市との対戦で参加率は高くはありませんでしたが、3回目にして初勝利をあげております。

今年の対戦相手の男鹿市の昨年の参加率は50%を超える参加率となっておりますし、毎月最終水曜日を「ミニチャレンジデー」として取り組んでいるということであり、手強い相手ではありますが、2年連続の勝利に向けて頑張りたいと思います。以上です。

田村教育長 何か質疑等はございませんか。

（ありません。）

田村教育長 そのほかに何かございませんか。

学校教育課長（高橋 修二） 「携帯電話・スマートフォンのルール」の作成につきましてご説明申し上げます。お手元に配付いたしました「携帯電話・スマートフォンのルール」のチラシをご覧くださいと思います。

近年、携帯電話やスマートフォン等の普及により、便利になった半面、子どもたちが巻き込まれる様々なトラブルが、全国的に報告されておりますが、本町におきましても、子どもたちが巻き込まれるトラブルは例外ではなく、昨年11月に札内福祉センターで開催されました、平成28年度の町PTA連合会主催による教育懇談会におきまして、町PTA連合会調査部より「情報機器における危険性の意識調査」として報告があったところであります。その中で、町PTA連合会として、家庭や学校、地域が協力し、子どもたちを守る取組みについて

てのお話があり、今回、町全体の取組みとして、統一した基本的なルールを、教育委員会、校長会、PTA連合会の三者の連名で、「携帯電話・スマートフォンのルール、上手な使い方」として定め、全町的な取組みを行おうとするものであります。

取組みの内容といたしましては、携帯・スマホを使用する上での、子どもたちに守ってほしい、使用時間やメール、SNSの利用にあたっての4つの約束と、保護者に守ってもらいたい、子どもとの3つの約束とするもので、2、3月の校長・教頭・主幹教諭会議におきまして、内容の検討をしていただいたところであります。

新年度の取組みといたしましては、毎月19日のまくべつ教育の日に合わせ、「ノーテレビ、ノーゲーム、そしてスマホルールの確認の日」として位置づけし、学校、家庭へ普及を図ってまいりたいと考えております。

また、各小中学校におきましては、まくべつ教育の日の取組みとは別に、学校独自の取組みとして、テスト期間や夏休みなどの長期休業に合わせた、スマホルールの強調期間を設けるなどの取組みも校長会議においてお願いしたところであります。

なお、各学校、各家庭へのチラシの配布につきましては、来月4月の新学期に合わせ、学校を通じ、配布したいと考えているところであります。

説明につきましては、以上でございます。

田村教育長 何か質疑等はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 そのほかに何かございませんか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第3回教育委員会会議を閉じます。